

下水道工事での事故を踏まえた公共工事の安全対策検討委員会設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年9月19日に発生した公共下水道管きょ耐震化工事での事故を踏まえた安全対策を検討するため、「下水道工事での事故を踏まえた公共工事の安全対策検討委員会」(以下「委員会」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 当該事故を踏まえた公共工事の安全対策の検討に関すること。
- (2) 前号のほか、関連する必要な事項に関すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員会には委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会の議事を整理する。
- 5 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員等の任期は、第2条に定める事項が終了するまでとする。

- 2 これにより難しい場合は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

(委員会)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初に招集される委員会の会議は市長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席で成立する。

(議事の公開)

第6条 委員会については、特段の理由がある場合に限り、一部非公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も、ま

た、同様とする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、技術監理課で処理する。

(委員会の委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和6年10月17日から施行する。